

岡崎市公告第49号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき人と農地の問題解決のための会合が行われ、その結果に基づき人・農地プランを決定したので、下記のとおり公表する。

令和5年3月31日

岡崎市長 中 根 康 浩



記

1 会合の対象とした区域
東部地区

2 会合の結果を取りまとめた年月日
令和5年2月8日

3 今後の地域の中心となる経営体の状況

(1) 経営体数

法人 5経営体

個人 25経営体

(2) 農地の集積面積

528ha（区域内の農地面積990ha、集積率53％）

4 地域農業の今後の在り方

(1) 農地の利用集積はおおむね進んでいるが、さらに地域の中心となる経営体（担い手）への集積を図る。

(2) 高齢化等により農業従事者は減少しているため、農業後継者や新規就農者の定着・育成を図る。

(3) 中山間地域では耕作放棄地や鳥獣被害が問題となっているため、各種支援制度を活用し、集落ぐるみで耕作放棄地の発生防止と鳥獣害対策を推進する。

(4) イチゴや柿のほか、市場や産直出荷に向けた地域の特産品の生産振興を図る。

(5) 化学農薬及び化学肥料の低減、有機農業の取組面積の拡大を図る。